

多摩市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定

多摩市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の持続的な発展に資することを目的として、以下のとおり地域発展の推進に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化及び市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

なお、乙においては多摩市に所在する郵便局が本協定に定める連携事項を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 地域の安心・安全に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 未来を担う子どもたちの育成に関すること。
- (4) 高齢者・障がい者支援に関すること。
- (5) 市政情報の発信・PRに関すること。
- (6) 環境に関すること。
- (7) 産業及び観光振興に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と求める事項に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲又は乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、連携事項による協力の実施において、甲又は乙が、故意又は重大な過失によって相手方又は第三者に損害を与えたときはこの限りではない。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わない場

合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 3月 27日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市長
(署名) 阿部 裕行

乙 東京都多摩市鶴牧一丁目24番地2
日本郵便株式会社
多摩郵便局長
(署名) 坂口 弘基

東京都多摩市貝取一丁目45番地1
日本郵便株式会社
多摩貝取北郵便局長
(署名) 持田 玄久